

漁業権の概要

I 漁業法の概要

○ 漁業法（昭和24年法律第267号）の目的は、「漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ること」。

漁業生産に関する基本的制度

公有水面において漁業を営むことは、原則として自由（自由漁業）。

ただし、水産資源の保護培養、漁業調整等の必要があるものについては、例外として、漁業法に基づく、漁業権の免許制や操業の許可制などで規制。

漁業調整機構

当事者たる漁業者及び漁業従事者自身の関与の下に漁業調整を行うことで、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構を運用。

これらにより

漁業生産力の発展

II 漁業権の免許の概要

- 「漁業権」とは、一定の期間、一定の水面において、排他的に、特定の漁業を営む権利。通常、岸から3～5kmの沿岸で営まれる漁業が対象。
 - ①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（魚類養殖などの養殖）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。
- 漁業権の主な特徴は、
 - (1) 知事により免許 【自治事務】
 - (2) みなし物権 【物権的請求権（妨害排除、妨害予防）が可能】
 - ※ 漁「場」ではなく、漁「業」の排他的独占権。免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）でない限り、同じ漁場内で、他の活動を行うことは可能。
 - (3) 属人的な権利 【譲渡が制限されており、貸付けも禁止】

<漁業権の概要>

■共同漁業権(存続期間：10年)

・採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利。



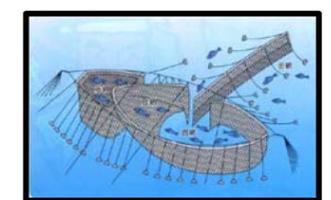
■区画漁業権(存続期間：5年又は10年)

・魚類養殖など、一定の区域において養殖業を営む権利。

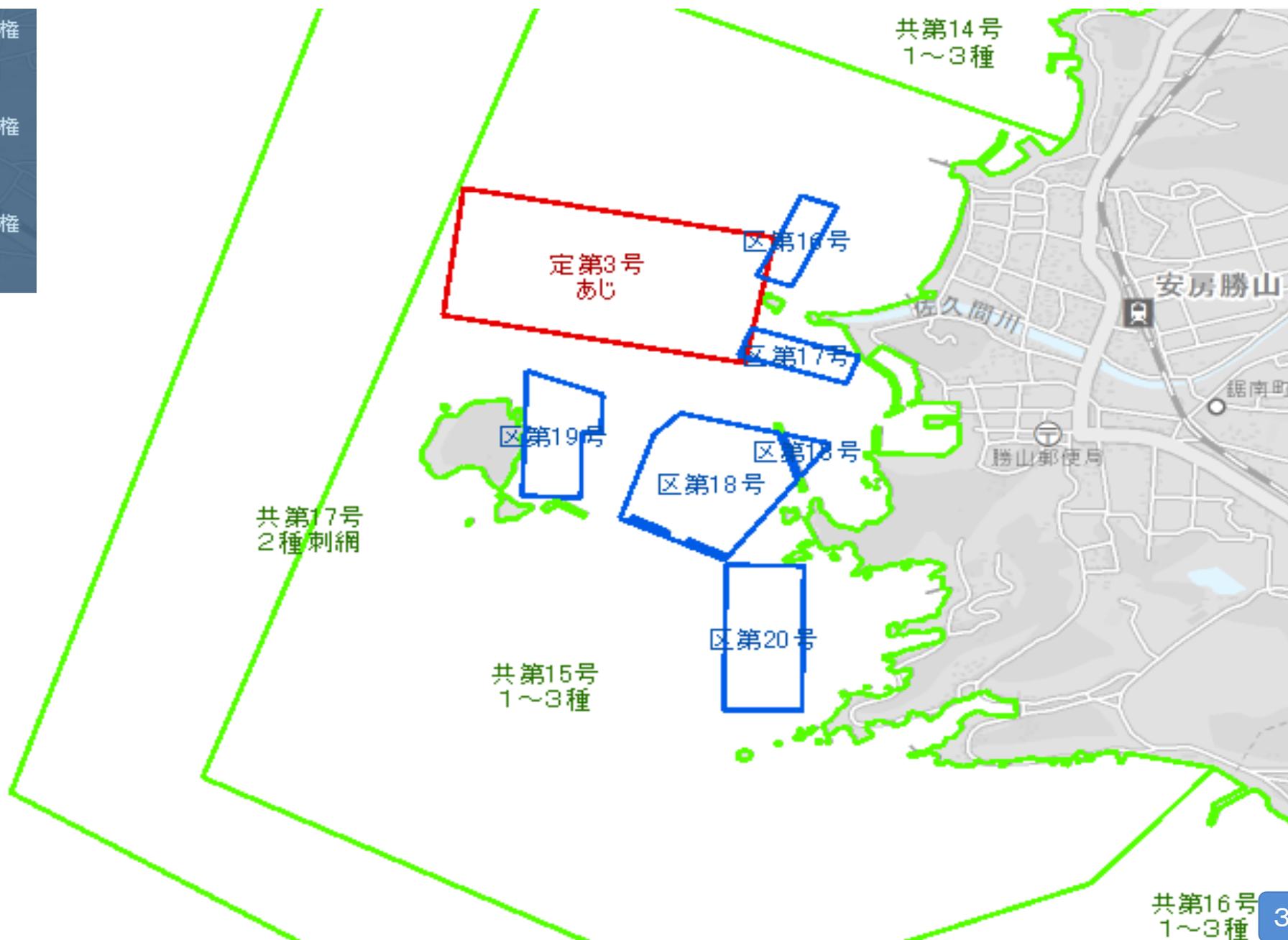


■定置漁業権(存続期間：5年)

・大型定置(身網の設置水深が原則27m以上の定置)等を営む権利。
※ 小型定置は、共同漁業権に位置付け。



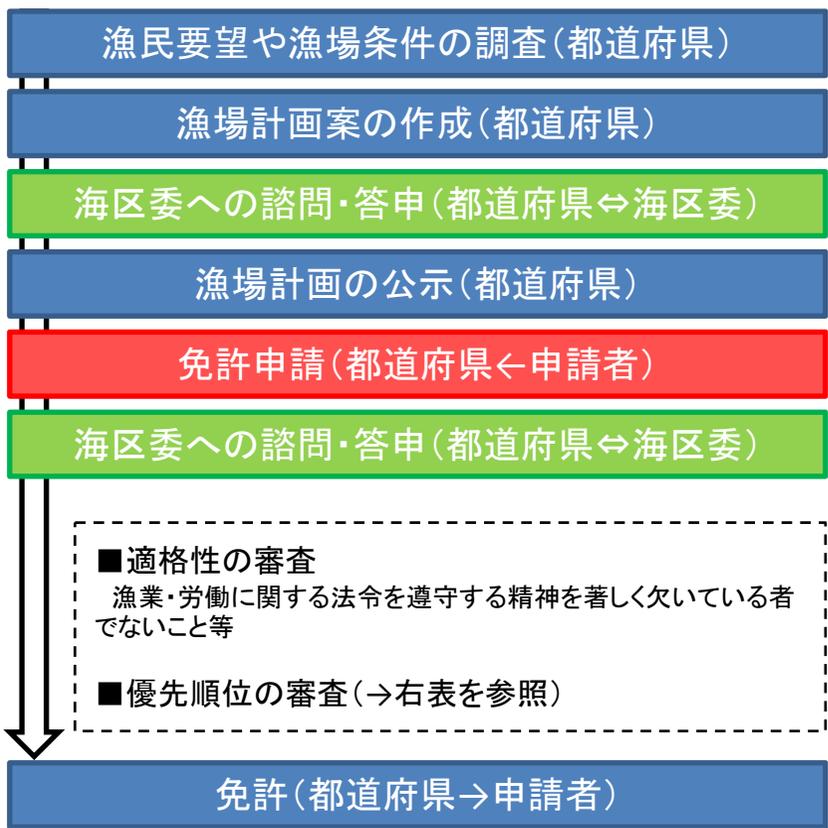
(参考)水面の総合的利用(漁業権の重複)のイメージ



Ⅲ 漁業権の免許の免許手続

- まず、知事は、漁業生産力の維持発展を図るため、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用できるよう、「漁場計画」（漁場の区割り、漁業種類、漁業時期等、免許予定日、申請期間等）の案を定め、海区漁業調整委員会の意見をきいて、漁場計画を決定・公示。
- 次に、漁業権の免許を受けようとする者は知事に対し漁場計画に基づき申請し、知事は当該申請者の適格性・優先順位を審査し、海区漁業調整委員会の意見をきいて、免許・公示。

＜漁業権の免許までの手続＞



＜漁業権の免許における法定優先順位＞

	定置漁業権	区画漁業権	特定区画漁業権	共同漁業権
第1順位	地元漁民の7割以上を含む法人	既存の漁業者等 (地元・経験優先)	地元漁協が管理 (行使は組合員)	地元漁協が管理 (行使は組合員)
第2順位	地元漁民の7人以上で構成される法人	その他の者 (新規参入者等)	地元漁民の7割以上を含む法人	
第3順位	既存の漁業者等 (法人を含む)		地元漁民の7人以上で構成される法人	
第4順位	その他の者		既存の漁業者等 (法人を含む)	
第5順位			その他の者	

※ 共同漁業権や特定区画漁業権は、歴史的に地元漁民が共同で漁場を利用し、又は毎年くじ引き等で公平に地元漁民の間で漁場を割当ててきたような漁業が対象。このため、地元漁民集団たる地元漁協のみに又は優先的に免許。

(参考) 漁業への「法人」の参入状況

- 漁業生産量の過半を占める「沖合・遠洋漁業」については、歴史的に法人の参入が進んでおり、指定漁業では、現在、法人の割合は約7割。
- また、多くの漁業者を抱える「沿岸漁業」についても、例えば、ブリ・カンパチやクロマグロの養殖業等の漁業権漁業に企業が参入。
 漁業権漁業への具体的な参入方法としては、地元漁協と調整した上で、
 - ① 企業が直接に漁業権を取得
 - ② 地元漁協の組合員となることで、企業が組合員として漁業権を行使
 などの事例あり。
 (※全国のクロマグロ養殖業者92業者のうち法人は65業者(71%) (平成25年12月31日時点))

<指定漁業における法人参入の状況>

	許可数(H26.1.1時点)			企業の割合
	(a)	うち法人(b)	うち個人	(b)/(a) %
沖合底びき網漁業	316	168	148	53
以西底びき網漁業	8	8	0	100
遠洋底びき網漁業	10	10	0	100
大中型まき網漁業	117	113	4	97
小型捕鯨業	5	5	0	100
遠洋かつお・まぐろ漁業	302	282	20	93
近海かつお・まぐろ漁業	342	185	157	54
中型さけ・ます流し網漁業	39	31	8	79
北太平洋さんま漁業	165	89	76	54
日本海べにずわいがに漁業	12	11	1	92
いか釣り漁業	112	88	24	79
計	1,428	990	438	69

IV被災地における漁業権の特例（制度概要）

○ **漁協以外の法人が漁業権の取得・行使は現行制度でも可能**であるが、**壊滅的な打撃を受けた被災地の復興**という特殊事情を考慮し、被災地（宮城県）からの要望を踏まえ、特別に設けられた制度。

一般原則

特定区画漁業権
(いかだや生け簀等を使った養殖を行う権利)
下記の優先順位に基づき知事が免許を付与。



- 第1順位
・**地元漁協**
(地元漁民の集団として漁業権を管理)
※ 漁業者(組合員)は漁協から漁業を営む権利(行使権)を取得。
- 第2順位
・**地元漁民の7割以上を含む法人**
- 第3順位
・**地元漁民7人以上で構成される法人**
- 第4順位
・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者(法人含む。)
- 第5順位
・その他の者

第1～3順位を同列に扱う

特区の概要

県による「復興推進計画」の作成・内閣総理大臣への申請

「復興推進計画」に係る内閣総理大臣の認定

※関係行政機関の長(農林水産大臣)の同意が必要

- <同意要件> 復興特別区域基本方針(平成24年1月6日閣議決定)
- ① 対象区域(浜)における経済活動が停滞し、かつ、地元漁業者のみでは養殖業の再開のために必要な施設の整備、人材の確保が困難であること
 - ② 地元漁民の生業の維持、雇用機会の創出等対象区域の活性化に資する経済的社会的効果が確実に存在すること
 - ③ 特例に係る漁場の属する水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがないこと

計画認定

知事による免許審査

第1順位、第2順位及び第3順位を同列に扱い、その中から、知事が免許。
(第1順位たる地元漁協の存在に関わらず、第2順位、第3順位の法人に免許が可能)

(参考)被災地における漁業権の特例(宮城の事例)

- 東日本大震災復興特別区域法(平成23年12月26日施行)の漁業法の特例※の適用を受けて、宮城県知事が、石巻市桃浦地区において、平成25年9月に桃浦かき生産者合同会社に直接漁業権を免許。
 - ※ 漁協以外の法人が漁業権の取得・行使は漁業法でも可能だが、壊滅的な打撃を受けた被災地の復興という特殊事情を考慮し、被災地からの要望を踏まえ、特別に設けた制度。
- 桃浦かき生産者合同会社は、地元漁業者が、かき養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、6次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指して、設立した合同会社。
- 平成25年10月に、漁業権を取得後かきを初出荷。県内の量販店等において販売。

<法人概要>

設立年月日:平成24年8月30日
社員構成:16名(漁業者15名、仙台水産)
目的:カキの養殖・加工・販売等

<現在のカキ生産状況>

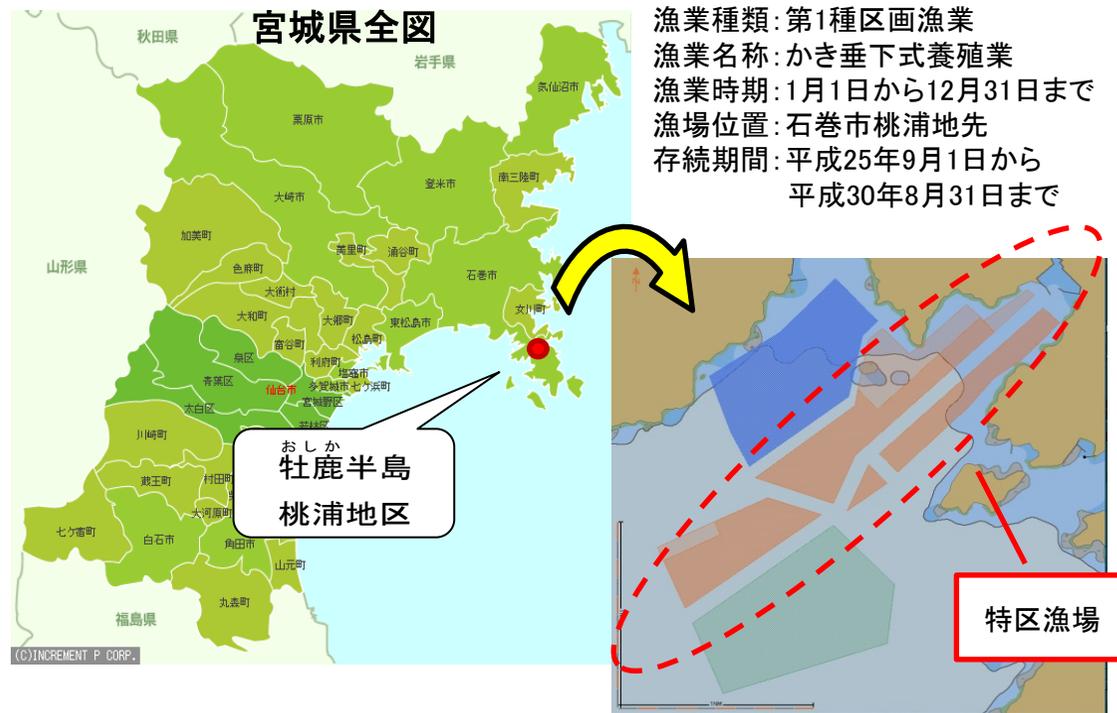
平成25年度はノロウイルスの検出等による出荷規制などにより、25トンの生産にとどまったが、平成26年度は85トン程度の生産を見込む

【参考:事業計画】

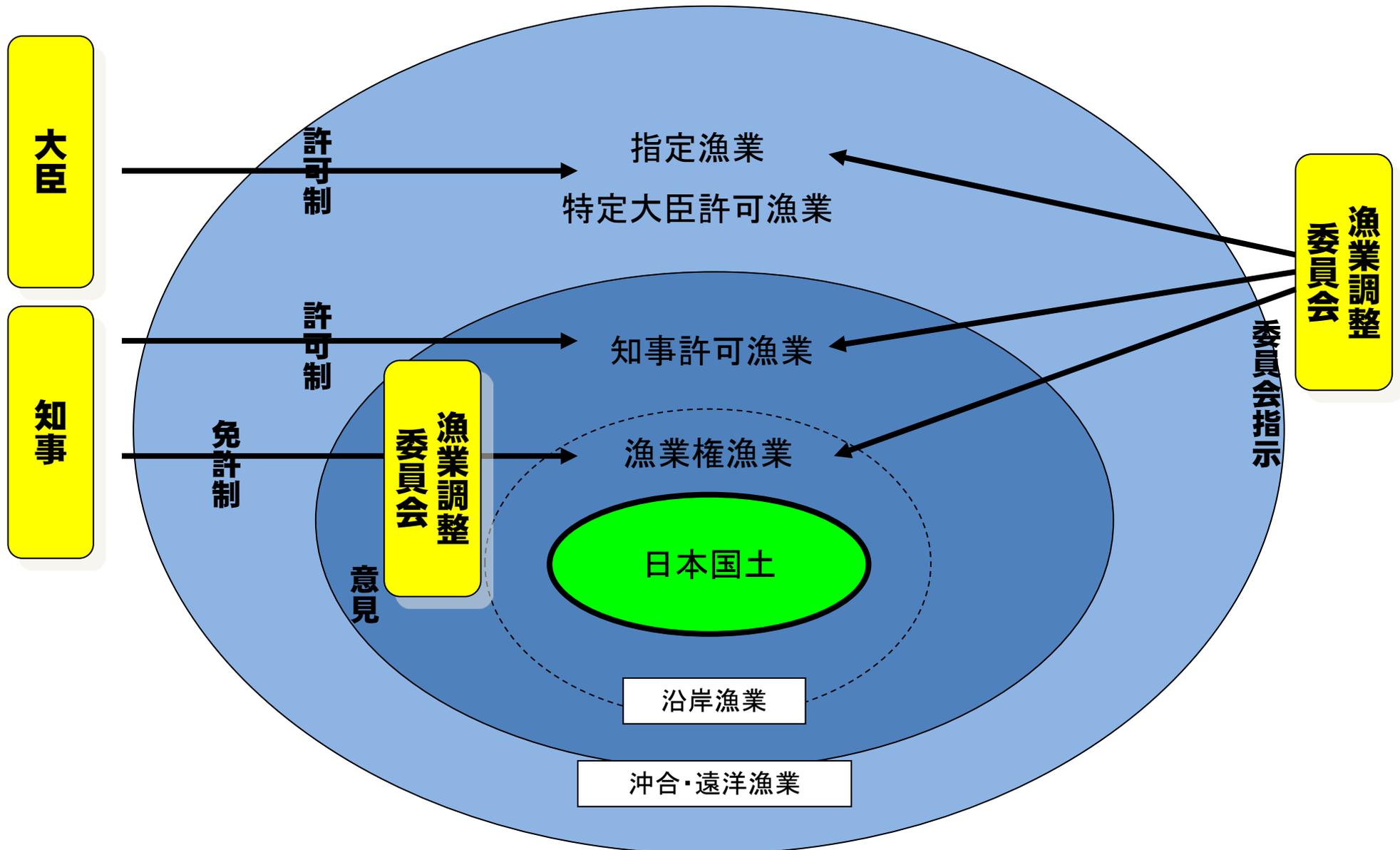
震災前:約120台(養殖筏の数)
平成25年度:38台
(カキ85トン、198百万円)
平成26年度:51台
(カキ95トン、220百万円)

※出典:宮城県復興推進計画

<漁業権の概要>



(参考) 漁業法の概要イメージ図



※ 許可及び免許の対象となる魚種・漁法以外については、原則として自由（自由漁業）